

議案第 83 号

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、勝山市情報公開条例(平成11年勝山市条例第16号)第6条第1項第1号ウに規定する当該公務員の氏名に関する情報とする。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、地方公営企業の管理者及び勝山市土地開発公社をいう。以下同じ。)が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、当該開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅延なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料)

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(訂正請求の手続)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第10条 法第105条第3項の規定により準用する同条第1項の規定により行う実施機関の諮問は、同項の規定にかかわらず、情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年勝山市条例第18号)第1条に規定する情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して行うものとする。

2 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勝山市個人情報保護条例の廃止)

第2条 勝山市個人情報保護条例(平成15年勝山市条例第10号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第13条の規定によるその職務上知ることができた旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した当該事務又は指定管理者が指定を受けた当該公の施設の管理に係る事務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第21条又は第23条の3の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

(情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年勝山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び勝山市個人情報保護条例(平成15年勝山市条例第10号。以下「保護条例」という。)第24条第2項」を「、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和〇年勝山市条例第〇号。以下「保護条例」という。)第10条及び勝山市議会の個人情報の保護に関する条例(令和〇年勝山市条例第〇号。以下、「議会保護条例」という。)第45号第1項」と改める。

第2条第2項中「保護条例第6条第3項、第8条第1項及び第2項第8号、第9条第1項第7号、第10条並びに第13条の2」を「保護条例第11条及び議会保護条例第50条」に改める。